

岩手県告示第837号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成22年岩手県告示第682号）で公示した公共測量を終了した旨紫波町長から次のとおり通知があった。

平成22年10月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 紫波郡紫波町地内
- 2 実施した期間 平成22年7月1日から同年9月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（都市計画図作成）